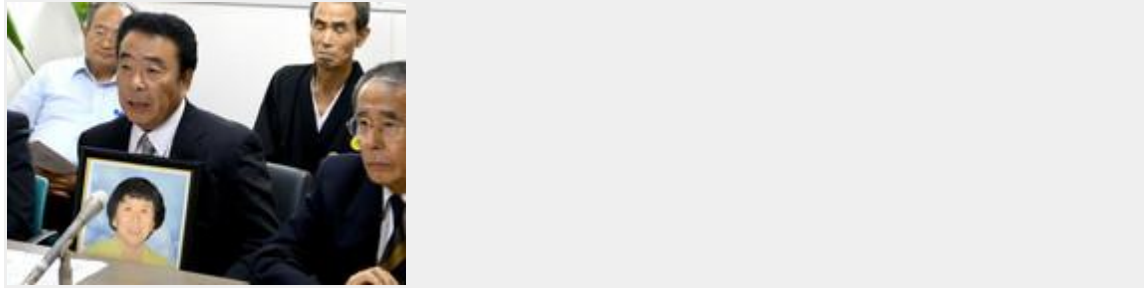


# 原発事故自殺訴訟 東電、控訴断念 確定へ

朝日新聞デジタル 9月5日(金)17時8分配信



妻のはま子さんの遺影を抱えて記者会見する原告の渡辺幹夫さん（左）と広田次男弁護士（右）＝福島県いわき市の弁護士事務所

東京電力福島第一原発の事故で福島県川俣町から避難を強いられ、一時帰宅中に自殺した女性の遺族が東電に賠償を求め、福島地裁が東電に約4900万円を支払うよう命じる判決を出した訴訟で、東電は5日、控訴しないと発表した。被災者の自殺の原因を原発事故と認めた初の判決が確定することになった。

女性は渡辺はま子さん（当時58）。2011年6月、計画的避難区域に指定された同町山木屋地区から福島市に避難。一時帰宅した翌日の同年7月1日に自宅庭先で焼身自殺した。

夫の幹夫さん（64）ら遺族4人は12年5月、約9100万円の損害賠償を求めて地裁に提訴。地裁は先月、「原発事故がうつ状態と自殺の原因」と認め、東電に賠償支払いを命じた。

東電福島広報部は5日、福島市内で記者会見を開き、「遺族に速やかに賠償金を支払うという観点から決定した」と控訴断念の理由を説明。原発事故後に起きた自殺を巡るその他の係争中の訴訟には「固有の事情内容を伺い、適切に賠償を実施したい」とした。

同県いわき市で記者会見した幹夫さんは、はま子さんの遺影を抱え「（東電が）悩み、苦しみを分かってくれた」と喜ぶ一方で「はま子は帰ってこない。それが一番悔しく、つらい」と目を赤くした。原告弁護団の広田次男弁護士は、東電が賠償の早期支払いを目指し控訴を断念した前例ができたことが「非常に大きな意味を持つ」と評価した。（伊藤弘毅）

朝日新聞社